

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の 運用状況(電柱・管路等の貸与実績)について

平成24年4月17日総務省総合通信基盤局

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要



1 制定の経緯

- 〇 平成12年11月、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備を促進するため、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において「線路敷設の円滑化について」(基本方針)をとりまとめ。
- これを受け、総務省、経済産業省及び国土交通省において協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日から「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(総務省告示)を施行。

2 目的

- 〇 認定電気通信事業者(注)による光ファイバ網の整備等のため、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道 事業者その他の公益事業者(以下「設備保有者」という。)が保有する電柱・管路等の既存のネットワーク空間の提供に係る制度を整備。
 - (注)電気通信事業法に基づき、他人の土地等の使用権(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として総務大臣の認定を受けた者。以下「事業者」という。

3 主な内容

○ 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)、標準的な取扱方法(貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価等)等、設備保有者及び事業者が遵守すべき事項について規定。

4 その他

- ガイドラインについては「設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて毎年4月1 日に見直しを行う」(ガイドライン附則)(過去5回改正)。
 - (参考)電柱への共架に関する「一束化」に関する規定の追加(2002)、支線の共用等に関する規定の追加(2003)、使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加(2004)、効率性の原則等の規定の追加(2007)、対象設備として鉄塔等の追加(2010)。
- 設備使用の進展の程度等について把握するため、毎年、電柱・管路等の貸与実績に関し、設備保有者及び事業者に対して実態調査を実施。

平成23年度における電柱・管路等の貸与実績に関する実態調査(概要)

1 実施時期等

平成23年11月から平成24年2月までの間、電柱・管路等の貸し手(設備保有者)及び借り手(事業者)に対し、アンケートを実施。

2 アンケートの内容

- (1)貸し手(設備保有者)
 - ① 対象者
 - ・電気通信事業者:自ら電柱・管路等を保有する主要事業者(7事業者)
 - •電気事業者:一般電気事業者(10事業者)
 - 鉄道事業者: JRグループ(7事業者)、日本民営鉄道協会(16事業者)
 - ② 調査内容(対象期間:平成23年1月1日~平成23年12月31日)
 - •貸与件数
 - 事業者からの調査申請及び利用申請への対応状況
 - ・貸与を拒否した件数の理由別内訳
- (2)借り手(事業者)
 - ① 対象者
 - •認定電気通信事業者(335事業者)
 - ② 調査内容(対象期間:平成23年1月1日~平成23年12月31日)
 - ・設備保有者に対する調査申請及び利用申請状況、設備の提供を受けた実績

実態調査の結果(1)

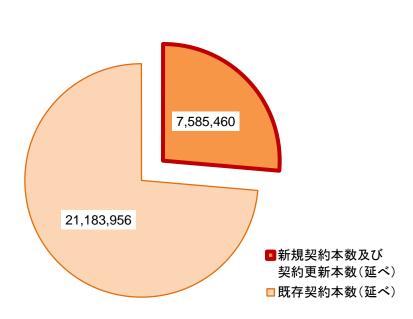
1 電柱の貸与状況

- (1)設備保有者の<u>電柱総本数約3,346万本</u>のうち、<u>約2,877万本(延べ)が貸与中</u>(平成23年12月末現在)。前年 より約9万本の減。このうち、<u>約759万本が平成23年中に新規契約(約101万本)又は契約更新(約657万</u> <u>本)</u>されて貸与された本数。
- (2) 平成23年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った<u>電柱の利用可否の調査申請(注 1) 件数は58万2,003件</u>。このうち、設備保有者が<u>貸与不可の回答を行った件数は1,669件(全体の0.3%)</u>となっており、前年(0.2%)と比較し、同水準となっている。

なお、通常、事業者は上記調査申請の結果を踏まえ、利用申請を行い、設備保有者と契約を締結している。

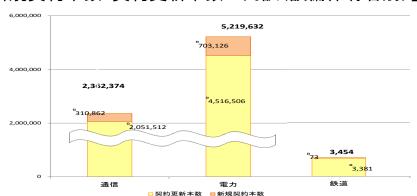
- 注1 認定電気通信事業者が設備保有者に対し、電柱、管路等又は鉄塔が利用可能であるか否かの調査を依頼するもの(以下同じ。)。
- 注2 集計に当たっては、東北電力の数値については、被災した地域のうち現状確認をしていない地域のデータを除外、NTT東の数値に ついては、現状確認が出来ていない地域(福島県の一部)について震災前のデータを使用。

【貸与本数】

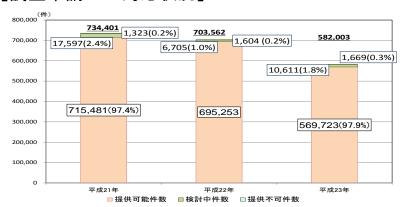


合計:28.769.416本

【新規契約本数・契約更新本数の内訳(設備保有者別)】



【調査申請への対応状況】

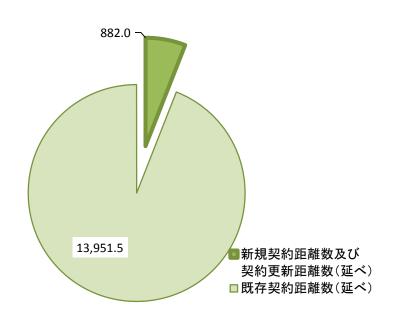


実態調査の結果(2)

2 管路等(とう道・ずい道を含む)の貸与状況

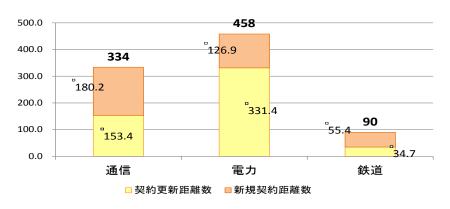
- (1)設備保有者の管路等のうち、<u>約14.834km(延べ)が貸与中</u>(平成23年12月末現在)。前年より約592kmの 増。<u>このうち882kmが平成23年中に新規契約(約363km)又は契約更新(約520km)</u>されて貸与された 距離数。
- (2) 平成23年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った<u>管路等の利用可否の調査申請件数は1,355件</u>。このうち、設備保有者が<u>貸与不可の回答を行った件数は75件(全体の5.5%)</u>となっており、前年(7.1%)と比較し、減少している。
- 注 集計に当たっては、東北電力の数値については、被災した地域のうち現状確認をしていない地域のデータを除外、NTT東の数値につ いては、現状確認が出来ていない地域(福島県の一部)について震災前のデータを使用。

【貸与距離数】

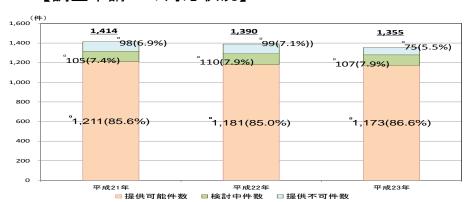


合計:14,834km

【新規契約距離数・契約更新距離数の内訳(設備保有者別)】



【調査申請への対応状況】

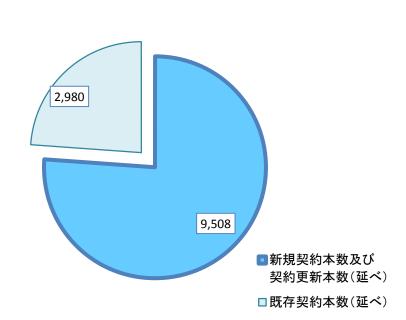


実態調査の結果(3)

3 鉄塔の貸与状況

- (1)設備保有者の<u>鉄塔総本数85,293本</u>のうち、<u>12,488本(延べ)が貸与中</u>(平成23年12月末現在)。前年より4 46本の増。<u>このうち9,508本が平成23年中に新規契約(1,241本)又は契約更新(8,267本)</u>されて貸与された 本数。
- (2) 平成23年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った<u>鉄塔の利用可否の調査申請件数は517件</u>。このうち、設備保有者が<u>貸与不可の回答を行った件数は40件(全体の7.7%)</u>となっており、前年(12%)と比較し、減少している。
- 注 集計に当たっては、東北電力の数値については、被災した地域のうち現状確認をしていない地域のデータを除外、NTT東の数値につ 、 いては、現状確認が出来ていない地域(福島県の一部)について震災前のデータを使用。

【貸与本数】

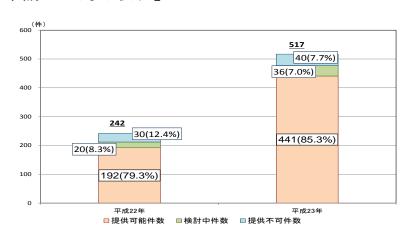


合計:12,488本

【新規契約本数・契約更新本数の内訳】



【調査申請への対応状況】



実態調査の結果(4)

4. 調査申請において提供不可とされた回答の事由別内訳



実態調査の結果(5)

5 主な意見等 (76者154件)

(1) 事業者からの意見

意見の概要	総務省の考え方
申請手続等の簡素化・申請書類や事務処理手続の統一化・簡素化・電子化を推進すべきとする意見。【電気通信事業者・CATV事業者】	設備保有者は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下、ガイドラインという。)第1条第4項第4号等に基づき、「設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるもの」と規定しているところ。 具体的にどのような簡素化及び効率化に努めるかについては、一義的には設備保有者の判断に委ねられるものと認識。
 設備の工事・保守の在り方 ・ 設備保有者が行う電柱工事の工期を短縮すべき、工事費用の算出根拠を提示すべきという意見。 ・ 電柱の腕金取付は設備保有者である電力会社ではなく、事業者自らが行えるようにすべきという意見。 	ガイドラインにおいては、工事及び保守に関する標準的なルールを定めているところ。工期や費用も含め、具体的な工事・保守の在り方に関しては、当事者間で協議すべき事項と認識。
【電気通信事業者·CATV事業者】	
 電柱強度の在り方 ・ 電柱の強度不足を改善すべきという意見。 ・ 設備保有者毎に異なる電柱強度に関する基準を共通化すべきという意見。 【CATV事業者】 	電柱強度をはじめ、技術基準に関する具体的な数値等の合理性については、安全確保の観点も含め、設備保有者が最も熟知しているものと考えられるため、事業者の個別の要望と照らし合わせ、当事者間で十分に協議・検証することが適切と考える。 また、電柱強度については電柱の設置目的(電気通信事業用、電気事業用、鉄道用)や関係法令、設置場所の地理的な要因など、個別具体的な判断が求められるものと認識しており、電柱強度に関する基準を共通化することは困難と認識。

実態調査の結果(6)

(2) 設備保有者からの意見

意見の概要	総務省の考え方
事業者によるガイドライン等の遵守 事業者は関係法令やガイドラインを遵守すべきとする意見。 また、申請書等の提出や工事の着手時期など、契約を適正に履行すべきという意見。 【電力事業者】 	設備保有者が提供する設備を使用するにあたって、 事業者は関係法令等の規定を遵守すべきものと認識。 また、個別の事案については、ガイドラインを踏まえ、 当事者間で協議・検討を行うことが適切であると考える が、ガイドラインの遵守の状況等については、今後も注 視して参りたい。
 ガイドラインの適用対象 ・賃貸を専らの目的とした鉄塔は、自由な鉄塔賃貸業の推進の観点からガイドラインの対象外とすべきという意見。 ・鉄道事業への影響やニーズの実態を踏まえ、鉄道事業者はガイドラインの対象外とすべきという意見。 【電気通信事業者・鉄道事業者】 	ガイドラインは、事業者による線路敷設の円滑化を目的としており、電気通信事業の用に供されるものである限り、設備の目的如何にかかわらず、賃貸を目的とした鉄塔も引き続き対象とすることが適当であると考える。また、鉄道事業者についても、一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、引き続きガイドラインの対象とすることが適当であると考える
実態調査の要否 毎年多大な労力を要している貸与実績調査は廃止すべきという意見。【電力事業者】	実績調査は、引き続き設備使用の状況を把握する上で必要なものであると認識。 なお、調査内容及び方法については、設備保有者及び事業者の事務負担の軽減にも配慮しつつ、必要に応じ、見直しを行って参りたい。

(3) その他

自主的改善措置

・ 電柱添架申請に係る手続の利便性向上を図るため、申請手続システムの機能改善を検討中。

ガイドライン改正の要否

- 平成23年度の実態調査の結果、設備の新規貸出し件数は同水準で推移しており、 また、事業者の申請に対し設備保有者が提供不可と回答した件数の割合について も、前回調査と比較して横ばい又は減少傾向となっていること
- 事業者及び設備保有者からの主な意見については、現行のガイドラインの規定により既に担保されており、個別具体的な事案に関するものが多く、一義的には当事者間で協議すべきものであること

から、平成24年度は、ガイドラインの改正は行わず、引き続き設備貸与の状況について注視をしていく。

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に係る意見・要望及び総務省の考え方

(H23調査結果)

Ⅰ 認定電気通信事業者(借り手側)

(1)申請手続関係

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
1 申請手続等の簡素化	
・ 共架申請書類・手続の簡素化	設備保有者は「公益事業者の電柱・管路等使
・ 申請書類の内容・部数の統一化	用に関するガイドライン」(以下、ガイドライ
・ 営業所単位で異なる申請事務処理の統一化	ンという。)第1条第4項第4号等に基づき、
・ 申請のペーパーレス化、Web申請システムの改良等	「設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化
・ 電線共同溝を含め地下設備の占有手続	に努めるもの」と規定しているところ。
	具体的にどのような簡素化及び効率化に努
【電気通信事業者・CATV事業者】	めるかについては、一義的には設備保有者の判
	断に委ねられるものと認識。
2 申請手続に要する費用の軽減、根拠の明確化	
・ 新規申請の場合の調査費用を免除してほしい。	ガイドライン第2条第3項にあるとおり、
・電力会社の「事前調査費用」を免除できないか。	「調査に要する費用は、コストに基づき適正な
	│ものとし、内訳として人件費、交通費、機械器 │
【CATV事業者】	具損料等を含め設備保有者が示した場合には、
	事業者が負担」することが適当と考える。
3 申請に対する回答、許可までの期間の短縮化	
・ 利用可否の調査申請に対する回答を迅速に行うべき。	ガイドライン第2条第1項において、調査回
・ 新規借用の場合における許可までの時間短縮化。	答期間は原則2ヶ月以内と定めているところ。
・ ガイドラインにおける調査回答期間(原則として2ヶ月以内)の短縮化。	具体的な回答期間については、検討期間の合
	理性、短縮の可能性、設備保有者側の作業負担

等も考慮しつつ、当事者間で協議すべき事項と認識。

なお、一般的には、回答期間は可能な限り短縮することが望ましく、設備保有者によっては数週間から1ヶ月程度で回答している事例も見られるところである。

(2)電柱関係

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
	心伤官の行え刀
1 設備使用料の軽減	ギノドーノン 佐っ々 佐っ モルシンマー 51.世代
・共架の費用を軽減してほしい。	ガイドライン第6条第2項において、設備使
【電気通信事業者・CATV事業者】	用料の実際の算定に当たっては、「公正妥当な
	方法により算定を行うものとする」と規定して
	いるところ。
	具体的な費用の算定については、当事者間で
	協議すべき事項と認識。
2 情報開示	
・ 新規分譲地の情報、強度不足電柱の建替え、改修工事の必要性等の計画に	情報開示については、ガイドライン第 12 条
ついて開示すべき。	において、設備保有者は、事業者から設備の使
・ 民地支障が発生する場合は地権者情報を開示してほしい。	用可能状況について照会があったときは、当該
	区間又は場所の使用可能状況について事業者
【電気通信事業者・CATV事業者】	への回答を行うと定めているところ。
	なお、情報開示にあたっては、セキュリティ
	一の確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の
	保護に配慮する必要があり、具体的な方法等に
	ついては、当事者間で協議すべき事項と認識。
3 設備の工事・保守の在り方	
・ 設備保有者による電柱工事(改修・移設・撤去)の工期を短縮してほしい。	ガイドラインにおいては工事及び保守に関
・ 改修工事に関する費用の算出根拠もしくは内訳を提示すべき。	する標準的なルールを定めているところ。工期
・ 電柱の改造工事 (腕金取付) は借用者 (事業者) が工事すべき。	や費用も含め、具体的な工事・保守の在り方に

- 電柱への装柱バンド(腕金)は電力会社が準備することになっているが、 引込線の共架の場合は事業者の自社バンド対応を認めてもらいたい。
- ・ 支線の補強工事は建柱時に電柱所有者が行うべき。

関しては、当事者間で協議すべき事項と認識。

【電気通信事業者・CATV事業者】

4 電柱強度の在り方

- 電柱の強度不足を改善すべき。
- ・ 電柱強度に関する基準を共通化してほしい。

【CATV事業者】

電柱強度をはじめ、技術基準に関する具体的な数値等の合理性については、安全確保の観点も含め、設備保有者が最も熟知しているものと考えられるため、事業者の個別の要望と照らし合わせ、当事者間で十分に協議・検証することが適切と考える。

また、電柱強度については電柱の設置目的 (電気通信事業用、電気事業用、鉄道用)や関係法令、設置場所の地理的な要因など、個別具体的な判断が求められるものと認識しており、電柱強度に関する基準を共通化することは困難と認識。

5 許可の基準、設備開放の在り方

- ・ 電柱の使用許可・不許可の判断基準を明確に提示してほしい。
- ・ 電力会社の電柱に関する離隔距離について緩やかに判断してほしい(2年前から離隔距離が厳正化)。
- CATV用の電柱の共架・添架ポジションを用意してほしい。
- 電力会社の電柱への引上げ管設置を認めてほしい。
- 申請ケーブルの条数に制限があるため、緩和してほしい。

具体的な電柱使用の許可の基準や設備開放 の在り方については、基準の合理性、安全・保 安の確保の可否等、当事者間で協議・検証すべ き事項と認識。

【CATV事業者】

6 移設時の取扱い

- ・ 電柱の移設時は事前に速やかに事業者に情報提供すべき。また、連絡漏れがないようにしてほしい。
- ・ 電柱の移設を依頼する場合は移設期間に余裕がほしい。

設備移転時の事前予告等の取扱いについては、ガイドライン第7条において、「設備の提供にかかる契約において明示」する旨規定して

- 電柱の移設に係る依頼内容が不十分。
- ・ 無電柱化による移設費用は全額要請者負担とすべき。

【電気通信事業者・CATV事業者】

いるところ。

具体的な通知方法や移設費用については、契約上の問題として当事者間で協議することが適切であると考える。

なお、一般的には事前の通知については、遺漏無く、早期に行われることが望ましい。

7 一東化の取扱い

- ケーブルの一束化を推進すべき。
- ・ 既に一東化を行っている事業者(一東化事業者)に対し、設備保有者から他社と一東化設備を共有するよう指示が出ることがあるが、一東化事業者として設備共有を拒否できるなど、公平な立場で協議、対応できるようにすべき。
- ・ 電力会社の所有している電柱については、電力会社主導で設備改修を含めた一東化を進めて頂きたい。電力会社に整備いただいた部分については、賃料の値上げで対応頂く等の手法も考慮したい。

一東化については、ガイドライン第 14 条に おいて手続や拒否事由等の標準的なルールを 規定しているところ。

一東化の具体的な在り方については、上記ガイドラインの内容も踏まえ、当事者間で協議すべき事項と認識。

【電気通信事業者・CATV事業者】

8 関係者(他事業者、地権者)との調整の在り方

- ・ 電柱共架の申請において他社の線との離隔距離の問題は、電柱所有者(設備保有者)が調整してほしい。
- ・ 共架位置が過密化した地域において、他社との近接設置や改修工事の協議 が必要な際には、設備保有者が間に入って協議を進めてほしい。
- ・ 設備の移設時においては、設備保有者は地権者に対し、共架事業者のことについても説明してほしい。
- 設備保有者は地権者との話し合いを共架事業者に連絡すべき。

【電気通信事業者・CATV事業者】

ガイドライン第 10 条第 3 項においては、「事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進める」と定めており、土地の所有者をはじめ、関係の他事業者との調整は、まずは事業者において対応すべきものと認識。

(3)管路等関係

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
1 情報の公開	
・ 管路情報を公開してほしい。	情報開示については、ガイドライン第 12 条 において、設備保有者は、事業者から設備の使 用可能状況について照会があったときは、当該
	区間又は場所の使用可能状況について事業者
	への回答を行うと定めているところ。
	なお、情報開示にあたっては、セキュリティ
	一の確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の
	保護に配慮する必要があり、具体的な方法等に
	ついては、当事者間で協議すべき事項と認識。
2 設備の開放	
・ 予備管路を開放すべき。	具体的な管路使用の許可の基準や設備開放
・ 橋梁工事に当たっては、共同溝の空き管路を設置すべき。	の在り方については、基準の合理性、安全・保
・ 電力会社の電柱への引上げ管の設置を認めてほしい。	安の確保の可否等、当事者間で協議・検証すべ
	き事項と認識。
【電気通信事業者・CATV事業者】	
3 設備使用料の軽減	
・ 管路使用料の負担を軽減してほしい。	ガイドライン第6条第2項において、設備使
	用料の実際の算定に当たっては、「公正妥当な
【電気通信事業者・CATV事業者】	方法により算定を行うものとする」と規定して
	いるところ。
	具体的な費用の算定については、当事者間で
	協議すべき事項と認識。

(4)その他

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
管路については、特に問題もなく電力、NTT共に協力的である。	御意見として承る。
【CATV事業者】	
・ 年間請求時に明細契約内容(条数)の資料を頂きたい。	個別の事案に即し、当事者間で協議すべき事
・ 担当者を明確にしてほしい。	項と認識。
読み取れない標識札が無くなるよう標識札をメンテナンスして頂きたい。	
・ 調査費用の支払い時期を事業者の負担を勘案して対応してほしい。	
【電気通信事業者・CATV事業者】	

Ⅱ 設備保有者(貸し手側)

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
1 事業者によるガイドライン等の遵守	
・ 共架新増設時に低圧配電線(引込線含む)と弱電流電線路の離隔不足(関	設備保有者が提供する設備を使用するにあ
係法令違反)が発生しているため、改善を要望。	たって、事業者は関係法令等の規定を遵守すべ
・ 事業者は設備関係法令及び設備保有者が定める技術基準の遵守を徹底すべ	きものと認識。
き。	また、個別の事案については、ガイドライン
共架工事基準(取付位置、離隔)を満たしていないため、遵守すべき。	を踏まえ、当事者間で協議・検討を行うことが
・ 共架工事時において、地権者に対し上空占用承諾・工事案内を確実に実施	適切であると考えるが、ガイドラインの遵守の
してほしい。	状況等については、今後も注視して参りたい。
・ 事業者が利用者に対し、サービス提供が遅れる原因として、設備保有者が	
許可しないことを説明するケースあり。このため、お客さま対応に苦慮して	
いるため、利用者に対し、ガイドラインの標準期間について十分説明してほ	

しい。

- ・ 民有地内電柱共架の際、事業者による地権者承諾が行われておらず、当社 へ苦情が発生。地権者への承諾は確実に取得すべき。
- 申請や届出等の書類は不備なく、迅速に提出すべき。
- ・ 共架申込みから共架希望日まで短期間の場合があるため、事業者は、余裕 をもった申込みをすべき。
- ・ 電柱建替の際に共架者に対し共架変更連絡を行うが、予定日までに共架物 が移設されておらず、やむを得ず当社にて仮移設する場合がある。予定日ま でに移設が完了するよう改善を要望。
- ・ 共架工事の着手承諾後、速やかに工事が行われていないケースがあり、承 諾後は速やかに工事着手すべき。
- ガイドライン不履行の事業者に対する総務省の指導に関するルール作りを お願いしたい。

【電力事業者】

2 道路占用許可手続の電子化等

・ 更なる事務作業の効率化を図る観点から、自治体の道路占用許可手続の電子化、道路管理者等の申請様式や添付書類の様式の統一化を推進してほしい。

【電気通信事業者】

2011 年 12 月の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」にもあるとおり、総務省における電子自治体の推進の取組の中で、地方公共団体における道路占用許可申請等の電子化や書類の様式の標準化等については、費用対効果等も踏まえつつ促していく所存。

3 ガイドラインの適用対象

- ・ 賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、料金設定を 含め本来自由であるべき鉄塔賃貸事業の推進等の観点から、ガイドラインの 対象除外としてほしい。
- ・ 安全確保を最優先とする鉄道事業への影響、ニーズが全くない実態を踏ま え、鉄道事業者をガイドラインの対象除外としてほしい。

【電気通信事業者・鉄道事業者】

ガイドラインは、事業者による線路敷設の円滑化を目的としており、電気通信事業の用に供されるものである限り、設備の目的如何にかかわらず、賃貸を目的とした鉄塔も引き続き対象とすることが適当であると考える。

また、鉄道事業者についても、一定の貸与実 績が継続的に認められるところであり、引き続

	きガイドラインの対象とすることが適当であ
	ると考える。
4 実態調査の要否	
・ 毎年多大な労力を要している貸与実績調査については、廃止してほしい。	実績調査は、引き続き設備使用の状況を把握
	する上で必要なものであると認識。
【電力事業者】	なお、調査内容及び方法については、設備保
	有者及び事業者の事務負担の軽減にも配慮し
	つつ、必要に応じ、見直しを行って参りたい。
5 その他	
・ 会社倒産等で所有者不在の伝送路設備が電柱に残置される恐れあり。設備	ガイドライン第5条第5項において、事業者
の劣化等により公衆災害への発展も危惧されるため、事業者の自らの設備に	は、設置した伝送路設備が不要となった場合は
対する保守・管理責任等について明確化してほしい。	速やかに当該伝送路設備を撤去するものと定
・ 急を要する共架柱変更工事が発生することから、共架者側において相当分	めているところであり、事業者においては自ら
の計画的な改修予算措置をしてほしい。	の設備について当然のことながら責任を持っ
	て対応すべきものと認識。
【電力事業者】	また、共架変更工事に関する具体的な対応の
	在り方については、まずは、当事者間で協議す
	べき事項と認識。
・ ガイドラインに基づき鉄塔共用の促進に努めており、情報通信審議会「ブ	御意見として承る。
ロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」答申(案)にお	
いて「2011年3月には、MNO4社による基本契約が締結され、新たなルー	
ルの下での取組が開始されたところであり、まずはルールの運用状況や事業	
者の取組状況等を注視することが適当である。」とされていることを踏まえ、	
当面は事業者の取組みに委ねるべき。	
【電力事業者】	